

地域包括支援センターの運営状況について

- 1 地域包括支援センターについて
- 2 地域包括支援センターの設置状況
- 3 本市における地域包括支援センターの職員配置状況

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、**保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員**等を配置して、**地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること**を目的とする施設（介護保険法第115条の46第1項）

※指定居宅介護支援事業者等の地域の事業者等に一部委託可能

総合相談支援事業

地域の高齢者や家族介護者に対して、**初期段階から継続的・専門的に相談支援**を行い、**地域における様々なサービス等につなげる。**

※指定居宅介護支援事業者の一部委託可能

第一号介護予防支援事業 (介護予防ケアマネジメント)

要支援者等が、介護予防・日常生活支援を目的とした活動をその選択に基づき行えるよう支援する。

指定介護予防支援

※指定居宅介護支援事業者が直接指定を受けて、又はセンターから一部委託を受けて実施することが可能

権利擁護事業

高齢者が尊厳ある生活を送ることができるよう、**成年後見制度の活用促進**や、**高齢者虐待への対応**等を行う。

包括的支援事業の実施



全国で**5,451**か所

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

個々の介護支援専門員への支援、介護予防サービスの検証等を通して、地域における高齢者の自立支援・介護予防を推進する。

地域ケア会議の実施

地域の関係者による、**地域づくりや政策形成の場**

地域包括支援ネットワーク

包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア、自立相談支援機関、障害福祉サービスに関する相談窓口、都道府県労働局（介護休業・介護休暇等に関する相談など）など地域のさまざまな関係者と連携する。

(注) 地域包括支援センターの設置数は令和6年4月現在（資料出所：厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ）

地域包括支援センターの設置状況

- 地域包括支援センターはすべての市町村に設置されており、全国に5,451か所。(ブランチ・サブセンターを含めると7,362か所)
- 地域包括支援センターの運営形態は、市町村直営が2割、委託型が8割となっている。

◎地域包括支援センターの設置数(令和6年4月末現在)

	計	個別の担当圏域あり	重複圏域のみ(※)
センター数	5,451	5,348	103
通常型	5,163	5,163	
基幹型	178	85	93
機能強化型	91	89	2
基幹型及び機能強化型	19	11	8

※他のセンターと重複する担当圏域のみを持つセンター

【基幹型】 基幹的な役割を担い、センター間の総合調整や介護予防ケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援などの機能を有するセンター

【機能強化型】 権利擁護業務や認知症支援等の機能を強化し、当該分野において他のセンターを支援するセンター

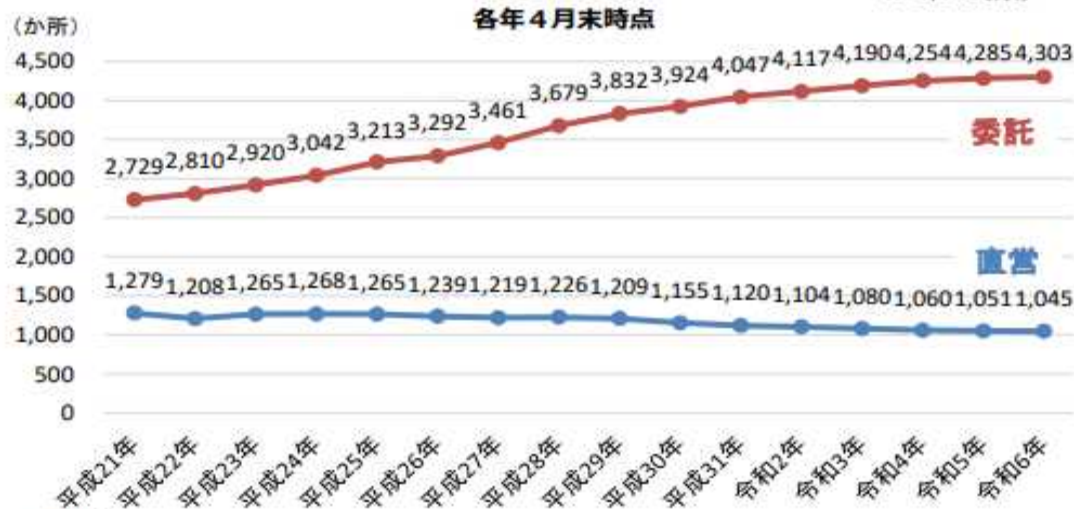
地域包括支援センター設置数	5,451か所
ブランチ設置数	1,610か所
サブセンター設置数	301か所
合計	7,362か所

【ブランチ】 本体のセンターと連携のもと、地域住民の身近な所で相談を受け、センターにつなぐための窓口

【サブセンター】 本体のセンターと一体的に包括的支援事業を実施する支所

◎地域包括支援センターの設置数の推移(直営・委託)

n=5,348(※)



(出典)

H29調査まで：老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業

H30調査から：地域包括支援センター運営状況調査(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ)

※地域包括支援センターの設置数及び直営・委託の割合は、担当圏域毎の傾向を見るため、5,348か所(個別の担当圏域あり)を集計対象とする。

◎直営・委託の割合(令和6年4月末現在)

n=5,348(※)



◎委託先法人の構成割合(令和6年4月末現在)

n=4,303



東京都内 地域包括支援センター設置数（令和6年4月末時点）

	設置数	うち基幹型の 設置数	うち機能強化型の 設置数
直営型	14か所	3か所	0か所
委託型	452か所	3か所	6か所
合計	466か所	6か所	6か所

※「基幹型」：センターのうち地域の中で基幹的な役割を担い、センター間の総合調整や地域ケア会議等の後方支援などの機能を有するセンターをいう。

※「機能強化型」：権利擁護業務や認知症支援等の機能を強化し、当該分野において他のセンターの支援を担当するセンターをいう。

※市町村内にセンターが1か所のみの場合は、「基幹型」「機能強化型」とはみなさない。

※基幹型センター等を市町村本庁の担当課等に設置している場合、センターとしての基準を満たしていればセンター数に計上する。

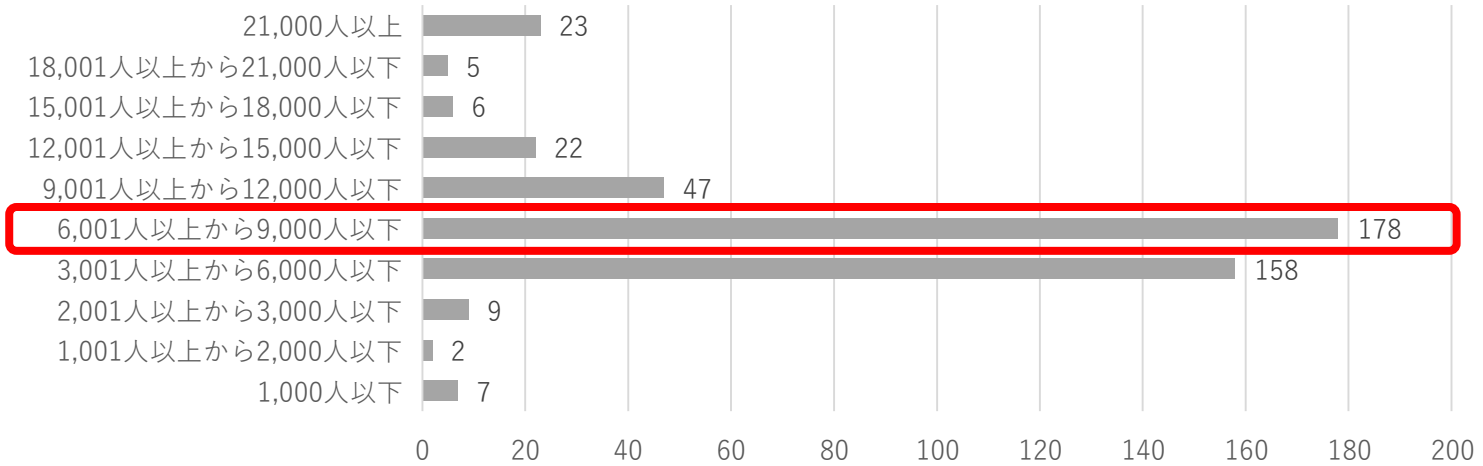
	設置区市町村数	設置数
ブランチ	6区市町村	34か所
サブセンター	5区市町村	32か所

※「ブランチ」：住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつなぐための「窓口」

※「サブセンター」：本所による統括の下、4機能（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務）を適切に果たす「支所」

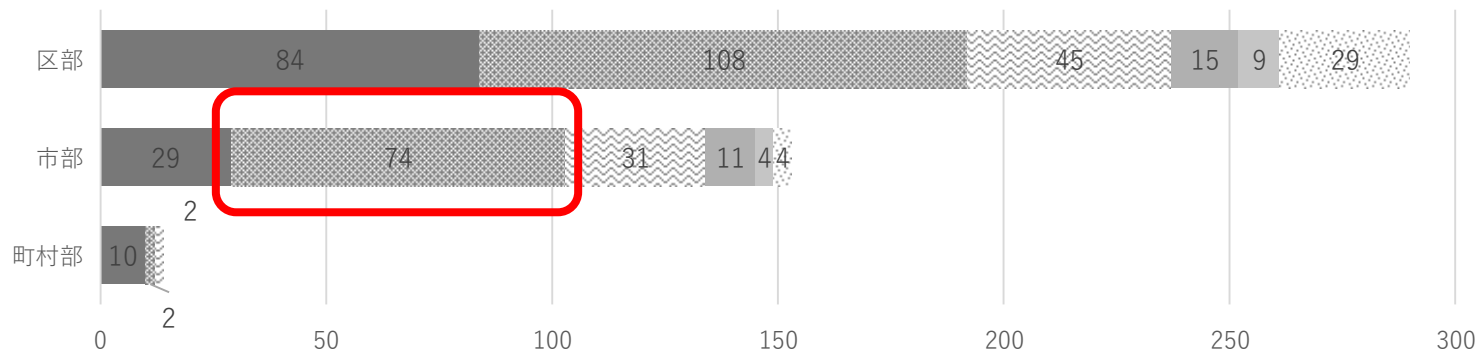
東京都内における圏域内高齢者数・職員の配置状況

1 センターあたりの圏域内高齢者数



単位：センター

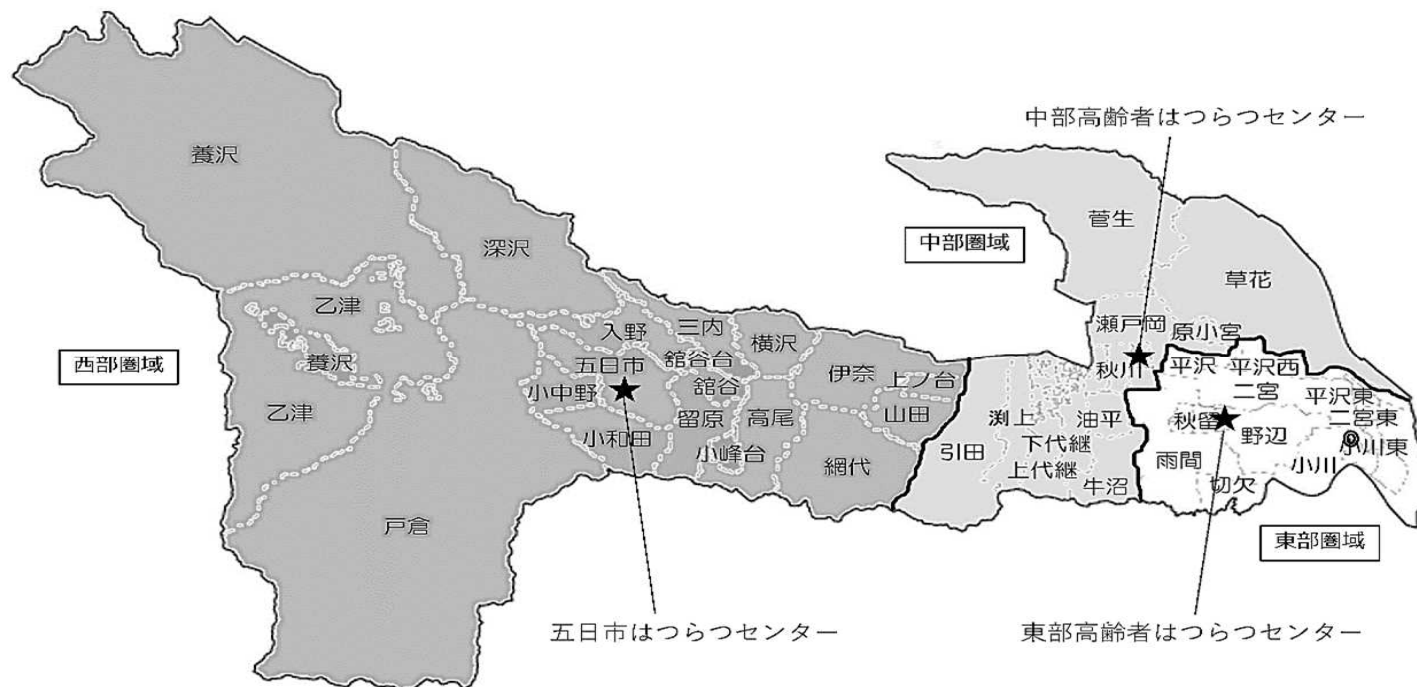
職員（包括的支援業務に従事する者）1人あたりの高齢者数



■ 1000人以下 ■ 1001人以上1500人以下 ▨ 1501人以上2000人以下 ■ 2001人以上2500人以下 単位：センター
 ■ 2501人以上3000人以下 ▨ 3001人以上

市内における圏域内高齢者数・職員の配置状況

地域包括支援センター	65歳以上高齢者数 (令和7年4月時点)	職員配置数	職員（包括的支援業務に従事する者）1人あたり の高齢者数
東部高齢者はつらつセンター	7,605人	6人	1,268人
中部高齢者はつらつセンター	9,677人	7人	1,383人
五日市はつらつセンター	6,993人	6人	1,166人



本市における地域包括支援センターの職員配置の考え方

1 条例で定める人員

条例で定める人員基準	配置が必要となる最低人員		
	東部	中部	五日市
①保健師その他これに準ずる者 専従	1	2	1
②社会福祉士その他これに準ずる者 専従	1	2	1
③主任介護支援専門員その他これに準ずる者 専従	1	2	1
上記①～③のいずれかで常勤専従	1	—	1
上記①～③のいずれかで常勤	1	—	—
小計	5	6	4

(職員の基準及び当該職員の員数)

第3条 一つの地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数(中略)は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人

(一略一)

3 一つの地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合における当該地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、第1項各号に掲げる者の員数に、別表第1の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数を加えた員数とする。

別表第1(第3条関係)
(令6条例15・追加)

	担当する区域における第1号被保険者の数	職員及びその員数
五日市	おおむね7,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第3条第1項各号に掲げる者のうちから1人
東部	おおむね7,000人以上8,000人未満	第3条第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
	おおむね8,000人以上9,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第3条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
中部	おおむね9,000人以上	専らその職務に従事する常勤の第3条第1項各号に掲げる者のいずれも1人

2 地域包括支援センター事業に追加して市独自で委託する業務の人員について

(1) 認知症初期集中支援チーム事業

各センターに事業を委託し、本人や家族、関係者等からの相談を受け、認知症の人や認知症が疑われる人と家族を訪問し、必要な医療サービスや介護サービスにつなげていく等の支援を行う。

市において、月に1度チーム員会議を開催し、認知症の知識を有する医師、認知症疾患医療センター相談員、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士又は主任介護支援専門員等の専門職で支援検討を行う。

→事業の委託において、各センターに本事業に従事する専門職を1名配置

(2) 生活支援体制整備事業（第2層生活支援コーディネーター）

担当圏域における高齢者の日常生活支援に資する企画や立案に自発的かつ主体的に取り組むとともに、第1層生活支援コーディネーター及び協議体への提言等を行う。

→事業の委託において、各センターに本事業に専従する職員を1名配置

3 委託契約書（仕様書）において定める人員と、現員の比較

仕様書で定める人員基準（R7～）		仕様書に定める最低人員			現員（配置人員）※①		
		東部	中部	五日市	東部	中部	五日市
条 例 で 定 め る 人 員	①「保健師その他これに準ずる者」常勤専従	1	2	1	(1)	1+(1)	(1)
	②「社会福祉士その他これに準ずる者」常勤専従	1	2	1	1	2	1
	③「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」常勤専従	1	2	1	1	3	1
	④上記①～③の職種のうち、いずれかで常勤専従	1	-	1	1	-	(1)
	⑤上記①～③の職種のうち、いずれかで常勤	1	-	1	1	-	(1)
小計		5	6	5	5	7	5
	⑥「事務職員」	1	1	1	1	1	1
	認知症初期集中支援チーム従事職員	1	1	1	1	- ※②	(1)
	第2層生活支援コーディネーター	1	1	1	1	1	1
合計		8	9	8	8	9	8

※① 現員欄（ ）の表記は、各職種の「その他これに準ずる者」を配置している場合を表します。

※② 専門職が兼任している

新たに配置した第2層生活支援コーディネーターの取り組み体系図

地域ぐるみの支え合い推進協議体

第1層生活支援コーディネーター

第2層生活支援コーディネーター

西部圏域

中部圏域

東部圏域

通いの場（居場所）

生活支援サービス

ネットワーク構築

地域資源の発掘

地域資源の発掘

地域資源の発掘

地域資源の発掘

これまで

市全域を第1層SCが担
任し、地域資源の発掘
や関係団体
・機関との調整役を担
う。

これから

【第2層SC】
各圏域の地域包括支援セン
ターに第2層SCを配置。担当
圏域内での
地域活動の発掘や、関係者
ニーズを収集・活動を1層SC
と共有する。

【第1層SC】
第2層SCを支援し、市全域
の取り組みへの横展開や、他
自治体等の
好事例等の共有等、後方支
援を行う。

3 地域ぐるみの支え合い推進協議体の今後の役割と進め方について

地域ぐるみ

協議体

- ・各圏域で発掘・把握されたニーズ等について、担当分野の資源活用の提案や、類似情報等の共有
- ・他の自治体や担当分野における事例の提供、連携できる施策の提案、助言
- ・市内の他の圏域に展開可能な取組等の検討・議論



移動手段

生活支援

居場所づくり

健康づくり

草花ボッチャ

雨間ほっと♡

第1層

自治会・敬老会・高齢者クラブなどの既存の地域活動の紹介・実施場所の情報提供等を実施

介護予防リーダーなど、市の取り組みの活用、事業の紹介等を実施

他の自治体での事例を収集し、市の立ち上げ補助金の活用を支援

取組報告

取組報告

取組報告

第2層

例：地域のサロン活動に参加、気の合う利用者同士でカラオケサークルを作りたいというニーズを把握。

例：担当圏域内で、趣味活動の集まりを発掘・メンバーを増やしたいニーズを収集。

例：認知症カフェで当事者や家族と交流、当事者の会立ち上げの要望を把握。

